

株券電子化制度施行に伴う特別口座開設等に関する公告

平成20年11月5日

株主及び登録株式質権者の皆様へ

兵庫県神戸市中央区明石町47番地
日本毛織株式会社
代表取締役 降井 利光

本公告は、株券の電子化に伴い、株券を株式会社証券保管振替機構（ほふり）（以下「機構」といいます。）に預けていない株主の権利を確保するために、当社が開設する「特別口座」に関する重要なお知らせです。

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下、「決済合理化法」といいます。）の施行にあたり、同法附則第8条第1項に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、決済合理化法附則第8条第4項前段の規定による口座の開設の申出を、次の口座管理機関に行い、特別口座を開設いたします。

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

2. 特別口座の開設及び記録を行うための通知

当社は、決済合理化法の施行日における、同法附則第8条第1項第1号に定める通知対象株主等（株券等保管振替制度をご利用されていない株主様および登録株式質権者様）について、同法の施行日以後、遅滞なく、同法附則第8条第5項各号に定める事項（特別口座の開設および記録を行つために必要な事項）を機構に対し通知いたします。

（注）「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、機構に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。なお、既に証券会社等を通じて機構に株券を預託している株主様及び登録株式質権者様につきましては、施行日後も、当該証券会社等の口座に株式が記録され、特別口座は開設されません。